

令和 8 年度嘉手納町一般介護予防事業 じんぶん倶楽部仕様書

1. 事業目的

認知症予防に関する知識の普及・啓発を行うことで、認知症に対する理解を広めるとともに、認知症の発症及び悪化を予防することを目的とする。

2. 事業対象者

町内に住所を有する 65 歳以上の者で、要介護認定を受けておらず、医師から運動を制限されていない者。

3. 事業内容

(1) 実施内容

①教室（じんぶん倶楽部）

- ・認知機能低下の遅延及び予防のために、以下の内容を 15 回のプログラムの中に取り入れること。
 - ア. 認知症予防に効果的とされる運動（コグニサイズ、リズム体操等）を実施する。
 - イ. 認知症に関する知識を習得し地域で活かせる内容（認知症についての基礎知識、栄養、口腔、聞こえ、社会参加等）の座学を開催する。
 - ウ. 認知症があっても安心して地域で暮らせるためにできること（対人交流等）について考えるプログラムを実施する。
- ・認知症予防教室終了後、町民主体の活動に繋がるようなプログラムとする。
- ・利用者が概ね 15 回のプログラム終了時に、受託事業者は創意工夫し、皆勤賞及び修了証賞状を作成する。

②フォローアップ

- ・認知症予防に資するグループを対象としたフォローアップ講話を開催する。

(2) 実施期間

令和 8 年 7 月～令和 9 年 3 月

*事業開始日は、町と協議の上決定する。

(3) 実施回数及び事業時間

①教室（じんぶん倶楽部）

- ・1 行政区あたり週 1 回、全 15 回
1 行政区全 15 回×2 行政区×1 クール 計 30 回
- ・1 回あたりの事業時間は 1 時間 30 分
※事前準備・健康チェック・後片付け等は事業時間に含まない。

②フォローアップ

- ・計 3 回
- ・1 回あたりの事業時間は 1 時間 30 分

(4) 定員

15名×2行政区 計30名

(5) 会場

①教室（じんぶん倶楽部）

行政区コミュニティーセンター

②フォローアップ

シルバー支援センター（ロータリー2号館103号室）

(6) 利用者の欠席時の対応

利用者からの欠席の連絡については、事業者が直接受けることとする。

(7) 傷害保険

受託事業者において加入すること。

4. 実施体制

(1) 人員体制

認知症予防に関する知識を有する以下の資格者の配置を行う。

①理学療法士、作業療法士、健康運動指導士等の運動指導員1人

②看護師1人

③プログラムの内容により、栄養士、言語聴覚士等、必要な職種1人

(2) 安全管理

嘉手納町介護予防事業緊急対応マニュアルを参照した上で、事業が安全に行われるよう、事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること。

また、国が示している基本的感染対策の考え方を参考に、感染症拡大防止対策を講じること。

(3) その他

本事業に必要な物品については、受託事業者が準備すること。

5. 個人情報の保護

(1) 業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための措置を図ること。

(2) 業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

6. 実施報告

受託事業者は、実施報告書を1月毎に提出すること。その際は、委託料請求書とともに実施翌月10日までに提出すること。また、本事業終了後速やかに評価を含めた実施報告書（プログラムの概要、実施場所、実施回数、参加人数、実務担当者名、総評、考察、課題等がまとめられたもの）を町に提出すること。

7. 委託料の支払い

具体的な支払いは、1 か月ごとの実績払いとし、報告書とともに町に請求を行う。委託料請求書が適法なものであるときには、委託料請求日から30 日以内に支払うものとする。

8. 契約

契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

9. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。